

京都市地球温暖化対策条例施行規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第95号

京都市地球温暖化対策条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市地球温暖化対策条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(温室効果ガス)

第2条 条例第2条第3号に規定する別に定める物質は、次に掲げるものとする。

- (1) メタン
- (2) 一酸化二窒素
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下「令」という。)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン
- (4) 令第2条に規定するパーフルオロカーボン
- (5) 六ふっ化硫黄

(温室効果ガスの総排出量の算定方法)

第3条 条例第8条第1号に規定する別に定める方法は、温室効果ガスたる物質ごとに令第3条に規定する方法により算定される当該物質の排出量に令第4条に規定する当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量を合計する方法とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(環境局環境政策部地球環境政策課)